

第2回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

令和7年2月21日（金） 第一会議室 9:30～

○ 議題

会 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日の出席委員は9名中8名で定数に達しておりますので会は成立です。</p> <p>ただいまから、令和7年第2回龍郷町農業委員会定例会を開催します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。</p>
	《日程第1》
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本定例会の議事録署名委員は、会議規則第42条の規定によって、3番 重山末吉委員、及び4番 大江強委員を指名いたします。</p>
	《日程第2》
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>諸般の報告を行います。</p> <p>諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって、報告とします。</p> <p>なお、本会議において、特別に報告が必要な場合があれば、《日程第5》 その他で発言をお願いいたします。</p>
	《日程第3》
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第5号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、1議案1件です。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め</p> <p>る。</p>

	<p>令和7年2月21日提出</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1番 農地の所在、「龍郷町浦字前里 599 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農振地域外」、次に「龍郷町浦字山ノ田 1295 番」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地域内」、合計面積「2,102 m²」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書にはタンカン、サトウキビを栽培し将来の年間販売計画は 40 万円程度の売上を計画しています。</p> <p>以上で、議案第 5 号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第 5 号 1 番について、令和 7 年 2 月 14 日代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から農地拡大のため、農地法の権限に基づく農地の贈与をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p> <p>なお、譲渡人と譲受人は、親子です。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
6 番	<p>(西田 委員)</p> <p>議案第 5 号 1 番について、令和 7 年 2 月 14 日、会長・事務局・協議担当者 8 番 岡山委員と西田の 6 名により、協議したことについて、担当西田が報告をいたします。</p> <p>取得目的について、現状ではタンカンを植栽している事から協議では適当であると判断しました。信用性について、譲渡人と譲受人は親子関係にあり適当であると判断しました。申請面積・周辺農地の支障・確実性につ</p>

		<p>いて、協議では、適当であると判断しました。 以上を事前協議の結果として報告いたします。</p>
議 長		<p>(岡山 会長) ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>
1 番		<p>(飯田 委員) 浦字山ノ田 1295 番への畑の入り口はどのようになっているか</p>
8 番		<p>(岡山 委員) 道路が舗装されており、タンカン畑も整備されている。問題はない。</p>
議 長		<p>(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 5 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 5 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長		<p>(岡山 会長) 議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案第 6 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局		<p>(満尾 次長) 議案第 6 号の議案書をご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、1 議案 1 件です。 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和 7 年 2 月 21 日提出</p>
事 務 局		<p>(満尾 次長) 1 番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字加世間 1788 番 2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「644 m²のうち 89.35 m²」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町大勝〇〇」、譲受人「〇〇株</p>

		<p>式会社 奄美市笠利町〇〇」転用目的「道路」 説明します。</p> <p>申請者は、他にも施設関連の事業を行っており、今回、事業拡大のために目的地への通路を建設するものであります。申請地の北側は墓地、南側は畑、西側は公衆用道路に接しており周囲には宅地が混在する農地である。通路として使用する面積として過大とは言えなく、また、現に利用権設定がされていないため、認定農業者等が目指す安定的農業経営や農用地の集団化がそこなわれているとは考えにくく今後も影響するものではないと考えられる。</p> <p>以上で、議案第6号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、手広地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5	番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第6号1番について、令和7年2月14日、代理人〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から道路建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
8	番	<p>(岡山 委員)</p> <p>議案第6号1番について、令和7年2月14日、会長・事務局・協議担当者 6番 西田委員と岡山の6名により、協議したことについて、担当岡山が報告をいたします。</p> <p>転用目的について、隣接地に宿泊施設を建築するための道路として利用することから仕方ないと判断しました。信用性・申請面積・周辺農地等の支障・確実性について、協議では適当であると判断しました。懸案事項について、近隣住民には十分に説明をする事が求められると考えます。</p> <p>以上を事前協議の結果として報告いたします。</p>
議	長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p>

		ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。
1	番	(飯田 委員) 1788 番 2 の一部を転用するということが
事 務 局		(迫地 局長) そのとおりである
1	番	(飯田 委員) 図面が添付されているが、1787 番に建築予定ということか
事 務 局		(迫地 局長) そのとおりである
4	番	(大江 委員) 3 ページ 昨年所有権移転の手続きをしたばかりのようであるが
事 務 局		所有者不明として不在者財産管理人を立てて申請した事案である
議 長		(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第 6 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第 6 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		(岡山 会長) 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 議案第 7 号は、本日配布しています総括表に記載されているとおり 7 件です。 事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。
事 務 局		(碓山 係長) 議案第 7 号の議案書をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 7 年 2 月 21 日提出

	<p>今月の利用権の設定は、総括表と明細より、賃貸借2件、2筆、4,480㎡、使用貸借5件、8筆、5,386㎡、合計9,866㎡です。</p> <p>議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第7号の朗読並びに説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>(岡山 会長)</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律の意見聴取について」を議題とします。</p> <p>議案第8号について、事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(碓山 係長)</p> <p>議案第8号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。</p> <p>令和7年2月21日提出</p> <p>令和7年3月31日開始予定の促進計画案は、賃貸借権1件、5筆、6,900㎡です。</p> <p>総括表に、受け手、出し手、その他貸借に係る詳細を記載しています。</p> <p>当該計画案は地域計画に基づいており、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化等による農地等の利用の効率化及び高度化を促進するも</p>

		<p>のであると考え、農業委員会の意見を求めるものです。 以上で、議案第8号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長		<p>(岡山 会長) これより質疑に入ります。 ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>
1 番		<p>(飯田 委員) 図面の黄色い枠は何を示すか</p>
事 務 局		<p>(碓山 係長) 利用面積を示しており、耕作面積である</p>
議 長		<p>(岡山 会長) 他に、質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。 議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員です。 したがって、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長		<p>(岡山 会長) 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」事務局より1番から3番まで、利用権の合意解約の届け出について説明をお願いいたします。</p>
事 務 局		<p>(碓山 係長) 報告第1号の議案書をご覧ください。 農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和7年2月21日提出 今月の合意解約は、農地法第3条による使用貸借権1件、基盤法による使用貸借権2件です。 議案書に、貸し人、借り人、期間、面積、解約の理由等を記載し、総括表には基盤法による計画面積等の総括を記載しております。合意解約の詳細については、通知書等を添付していますので参考にしてください。 以上で、報告第1号の朗読並びに説明を終わります。</p>
<p>《日程第4》</p>		

議 長	(岡山 会長) 協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。
事 務 局	(満尾 次長) 地域計画案の意見について説明
4 番	(大江 委員) 内容については更新していく予定か
事 務 局	(満尾 次長) 話し合い活動は進めていく予定である
1 番	(飯田 委員) 大勝地区の農業者からも来年度以降引き続き話し合い活動を進めてほしいという要望があった。時間の制約などもあり、今年度の活動に参加できないこともあったので、よろしく願いしたい
4 番	(大江 委員) 地域計画に設定されているところが事業対象になるということで間違いないか
事 務 局	(満尾 次長) そのとおりです
事 務 局	(迫地 事務局長) 地域計画が策定されたことで農地面積が大幅に減少することが予想される。今後は、これを減らさないようにする政策に切り替えされるのではないか
4 番	(大江 委員) 資料がもう少し早くほしかった
《日程第5》	
議 長	(岡山 会長) その他について何かございませんか。
事 務 局	(碓山 係長) ・誓約書について説明
議 長	(岡山 会長) 他に、ございませんか。 なければ以上でその他を終わります。
議 長	(岡山 会長) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。

令和7年第2回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

閉会 午前10時12分
